

岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領

[沿革] 平成 20 年 3 月 24 日農建第 503 号制定
平成 24 年 5 月 21 日農建第 109 号一部改正
平成 25 年 3 月 18 日農振第 575 号一部改正
平成 25 年 11 月 27 日農建第 329 号一部改正
平成 27 年 7 月 7 日農建第 145 号一部改正
令和 2 年 3 月 30 日農建第 531 号一部改正
令和 3 年 11 月 30 日農建第 468 号一部改正

(趣旨)

- 第 1 基幹水利施設ストックマネジメント事業(以下「本事業」という。)の実施に関しては、農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知)、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知)、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2713 号農林水産事務次官依命通知)、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知)、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知)、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知)、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知)、農地耕作条件改善事業実施要領(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知)(以下「交付要綱等」という。)によるほか、この要領(以下「県要領」という。)に定めるところによるものとする。
- 2 県要領は本事業のうち土地改良法施行令第 50 条第 1 項第 1 号の 2 によらない県営事業として実施する場合に適用する。

(機能保全計画の策定申請)

- 第 2 機能保全計画の策定を申請する者は、原則として策定を希望する年度の前年度の 10 月末までに機能保全計画策定申請書(様式第 1 号)及び事業計画書(様式第 2 号)を広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(機能保全計画策定実施地区の採択)

- 第 3 知事は、第 2 の規定により提出された申請書の内容を第 13 の規定に基づく審査により適当と認められた施設について、交付要綱等に定める手続きを経て、採択するものとする。

(機能保全計画策定実施地区採択通知)

- 第 4 知事は、第 3 の規定により、事業実施地区を採択した場合は、速やかに申請者に様式第 3 号により通知するものとする。

(機能保全計画策定の結果通知)

第5 知事は、交付要綱等に基づき実施した機能保全計画の策定結果を申請者に様式第4号及び様式第5号により通知するものとする。

(機能保全対策工事の実施申請)

第6 機能保全対策工事の実施を希望する申請者は、原則として実施を希望する年度の前年度の10月末までに機能保全対策工事实施申請書(様式第6号)、事業計画書(様式第7号)及び様式第8号を広域振興局長を經由して知事に提出するものとする。

2 広域振興局長は、前項に定める書類が提出された際には機能保全計画の概要(様式第9号)を作成し、添付して知事に進達するものとする。

(機能保全対策工事实施地区の採択)

第7 知事は、第6第1項の規定により提出された申請書の内容を第13の規定に基づく審査により適当と認められた施設について、交付要綱等に定める手続きを経て、採択するものとする。

(機能保全対策工事实施地区採択通知)

第8 知事は、第7の規定により、事業実施地区を採択した場合は、速やかに申請者に様式第10号により通知するものとする。

(緊急対応の実施申請)

第9 本事業により突発的事故に対する緊急対応の実施を希望する申請者は、緊急対応実施申請書(様式第11号)、事業計画書(様式第12号)及び様式第8号を広域振興局長を經由して知事に提出するものとする。

(緊急対応の実施地区採択通知)

第10 知事は、第9の規定により提出された申請書の内容について、第13の第1項第1号から第3号及び第6号の要件をすべて満たしているか確認し、適当と認めた場合は、速やかに申請者に様式第13号により採択を通知するものとする。

(緊急対応実施地区採択に伴う交付要綱等の手続き)

第11 知事は、第10の規定により実施地区として採択した場合は、交付要綱等に基づく手続きを遅滞なく行い、東北農政局長に提出するものとする。

(本事業以外で策定した機能保全計画)

第12 本事業以外で策定した機能保全計画に基づき、本事業で機能保全対策の実施を希望する申請者は、予め実施方針登載申請書(様式第14号)及び機能保全計画書を広域振興局長を經由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容について、第13の第1号から第3号

の要件をすべて満たしているか確認し、適当と認めた場合は、「岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」に登載し、速やかに申請者に様式第 15 号により通知するものとする。

(申請内容の審査)

第 13 広域振興局長は、第 2 及び第 6 に規定する申請があった場合には、「県営農業農村整備事業の計画調査等に関する事務処理要領」、「地方振興局農業農村整備事業計画検討委員会設置要領」に基づき設置している地方農業農村整備事業計画検討委員会において、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業計画検討打合書(様式第 16 号)により、以下の要件について審査するものとする。

- (1) 造成後、概ね 10 年以上経過している施設であること。
- (2) 国営又は県営土地改良事業により造成された施設であること。または、土地改良事業造成施設と見なされる施設として実施したもの。

なお、国・県営土地改良事業造成施設と見なされる施設とは以下のいずれかに該当する施設をいう。

ア 国交省等の他事業補償工事で造成された施設であるが、補償工事前歴が国・県営土地改良事業造成施設であるもの

イ 諸般の事情により他事業により造成された施設であるが、県営土地改良事業の事業計画に施設整備の計画があるもの

- (3) 農業水利施設の維持更新計画に登載されている、または登載予定であること。
- (4) 機能保全対策工事にあつては、農業水利施設の機能保全の手引きに基づき評価された施設の健全度評価が、S-1 ではないこと。
- (5) 機能保全対策工事にあつては、原則として事業費が 10,000 千円以上であること。

但し、高度な技術や豊かな経験を要する場合であつて、県営事業としての実施が適当と認められる場合は、この限りではない。

- (6) 緊急対応の場合にあつては、岩手県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に登載されている、または登載予定であること。

2 広域振興局長は、前項の審査により適当と認めた場合には、第 2 または第 6 の申請に県営基幹水利施設ストックマネジメント事業計画検討打合書(様式第 16 号)を添えて、申請するものとする。

3 農村建設課総括課長は、前項による申請があつたときは、「岩手県農業農村整備事業計画検討に関する要領」に規定する岩手県農業農村整備事業計画検討委員会において、内容を審査するものとする。

(計画の変更)

第 14 広域振興局長は、第 11 による計画変更のほか、交付要綱等に規定する計画変更の要件に該当する場合は、交付要綱等に定める様式により計画変更の内容を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があつたときは、交付要綱等の定めにより東北農政局長との事務手続きを行うものとする。

(事業の実施)

第 15 県は、予算の範囲内において、機能保全計画の策定、機能保全対策工事及び緊急対応を実施するものとする。

(事業の費用負担)

第 16 本事業の費用負担は次表のとおりとし、申請者は機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る経費のうち、第 6 又は第 9 の規定に基づき提出した地元負担分の負担内訳相当分を負担するものとする。

| 事業内容 | 地域区分 | 国 | 県 | 地元 | 備考 |
|-----------------------------------|------|------|-----|-----|--------------------|
| 機能保全計画の策定 | | 50% | 50% | — | |
| | | 100% | — | — | 農山漁村地域整備交付金は適用しない。 |
| 機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (用水施設及び排水施設) | 一般 | 50% | 25% | 25% | |
| | 中山間 | 55% | 25% | 20% | 農山漁村地域整備交付金は適用しない。 |
| 機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (防災ダム以外のダム) | 一般 | 50% | 35% | 15% | |
| | 中山間 | 55% | 35% | 10% | 農山漁村地域整備交付金は適用しない。 |
| 機能保全対策工事及び緊急対応の実施 (防災ダム) | 一般 | 50% | 50% | — | |
| | 中山間 | 55% | 45% | — | 農山漁村地域整備交付金は適用しない。 |

(機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る事業費の負担契約)

第 17 知事は、機能保全対策工事及び緊急対応の実施に係る地元負担分のうち、第 6 又は第 9 の規定により提出された地元負担分の負担内訳に基づき算定した市町村以外の者の負担額について、その負担団体と費用負担契約を実施年度毎に締結するものとする。

2 負担額に変更が生じた場合は、費用負担変更契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 24 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 18 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 11 月 27 日から適用する。
- 2 平成 25 年度における機能保全計画策定申請書及び事業計画書の提出期限は、第 2 の規定にかかわらず、平成 25 年 11 月末までとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 7 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 30 日から適用する。